

京都府立医科大学附属病院長候補者の選考基準

令和7年11月5日
京都府公立大学法人
理事長 金田 章裕

京都府立医科大学附属病院長の選考等に関する規程第4条の規定により、京都府立医科大学附属病院長候補者の選考基準を下記のとおり定める。

記

病院長候補者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 学内外を問わず、日本国の医師免許を有する者
- (2) 附属病院の理念及び基本方針に基づいた病院運営を行う能力を有する者
- (3) 医療安全管理業務の経験、患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有する者
- (4) 病院での組織管理経験及び高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有する者